

# あなたが決める明日の市政 南島原市長・市議会議員選挙

選挙管理委員会事務局 ☎050(3381)5020

**投票日**  
平成26年**4月20日**日

■投票時間/午前7時～午後6時  
 ※今回の選挙は投票時間が2時間短くなっています。

■告示日/4月13日日

期日前投票日時 4月14日(月)～4月19日(土)  
 午前8時30分～午後8時

|                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 期<br>日<br>前<br>投<br>票<br>所 | 深江支所          |
|                            | 布津支所          |
|                            | 有家支所          |
|                            | 南島原市役所(西有家庁舎) |
|                            | 北有馬支所         |
| 南有馬支所                      |               |
| 口之津支所                      |               |
| 加津佐支所                      |               |



- 期日前投票  
投票日に都合が悪い人は、期日前投票をすることができます。期日前投票の期間内であれば、**どの期日前投票所でも投票することができます。**投票入場券をご持参ください。
- 不在者投票  
①仕事先や旅行先など、ほかの滞在地でも投票ができます(事前に投票用紙などの請求が必要です。詳細は、お問い合わせください。)  
②指定病院などでも投票ができます。  
③身体に重度の障害などがある人で、郵便等投票証明書の交付を受けた人は、郵便による投票ができます。
- 開票  
**4月20日 午後7時15分～  
ありえコレジヨホール**

## 教えて!国民年金 知ればお得「後納制度」

国民年金後納制度で将来の年金額増額が可能  
 後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増額することができる制度です。また、これまで年金を受給できなかった人も、後納制度を利用することにより年金の受給が可能になる場合があります。

過去10年以内に納めていない保険料がある人は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度の利用期限は平成27年9月30日(水)までです。お早めに申込みください。

納付書の「使用期限」にご注意ください  
 すでに後納制度を申し込んだ人で、平成16年4月以降分の保険料納付がお済みでない人は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、平成16年3月以前の後納保険料は10年を超えるため、平成26年4月以降は納付することができません。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所へおたずねください。

国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(011)050  
 日本年金機構 早期年金事務所 ☎0957(25)1666

南島原にゆーす 詳細は以下の担当部署にお問い合わせください。

## お知らせ 消費税引き上げに伴う主な料金改定



4月1日から消費税の税率が引き上げられます。  
 引上げ分は、年金・医療・介護・少子化対策などの社会保障施策のために使われます。  
 ●平成26年4月1日(火)から 5パーセント⇒8パーセント  
 (4月1日以降も3月分の請求については5パーセントで計算されます)

\*消費税率の引き上げに伴い、市の各種料金を改定します。市の主な料金や使用料は以下のとおりです。

| 改定する主な料金                            |  | 改定前     | 改定後            | 差額    | 担当部署                   |
|-------------------------------------|--|---------|----------------|-------|------------------------|
| 水道料金                                | 上水道・簡易水道・飲雑用水<br>【例】20立法メートル/月(メーターの口径13～20ミリメートル) | 3,050円  | <b>3,130円</b>  | +80円  | 上水道課<br>☎050(3381)5070 |
|                                     | 営農用水(天ヶ瀬地区含む)<br>【例】20立法メートル/月(メーターの口径13～20ミリメートル) | 2,250円  | <b>2,310円</b>  | +60円  |                        |
| 下水道使用料金                             | 大野木場コミュニティ・プラント<br>【例】20立法メートル/月                   | 3,150円  | <b>3,240円</b>  | +90円  | 下水道課<br>☎050(3381)5071 |
|                                     | 慈恩寺・見岳地区農業集落排水施設<br>【例】20立法メートル/月                  | 2,310円  | <b>2,370円</b>  | +60円  |                        |
|                                     | 口之津・南有馬公共下水道<br>【例】20立法メートル/月                      | 2,620円  | <b>2,700円</b>  | +80円  |                        |
| し尿処理手数料<br>【例】100リットル以上の1リットル当たり加算額 |  | 6.8円    | <b>7円</b>      | +20銭  | 衛生局<br>☎050(3381)5042  |
| 浄化槽清掃手数料                            | 【例】単独・腐敗型・分離ばっき型、分離接触ばっき型・12人槽以下                   | 15,300円 | <b>15,730円</b> | +430円 |                        |
|                                     | 【例】合併・13人槽以下                                       | 25,500円 | <b>26,220円</b> | +720円 |                        |
| 浄化槽保守点検手数料                          |  | 3,150円  | <b>3,240円</b>  | +90円  |                        |

※上記料金については、容量や規格による詳細な料金区分を表示しておりません。詳しくは担当部署にお問い合わせください。(市ホームページでもご覧いただけます。)

南島原にゆーす 税務課 ☎050(3381)5023

## 自動車などの移転・抹消登録の届け出はお済みですか?

4月1日現在の所有者に税金がかかります

自動車など(原付バイクも含む)を売ったり、スクラップ(解体処分)しても運輸局などに届け出がお済みでない場合、そのまま4月1日現在の所有者に対して税金がかかります。

車両の移転・廃車などがあった場合は、早めに手続きを行ってください。

3月31日(月)  
 \*年度末には混雑が予想されます。

| 対象車両                        | 手続き場所                            |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 125cc以下のバイク<br>小型特殊自動車      | 南島原市役所または各支所<br>☎050(3381)5023   |
| 125ccを超え250cc以下のバイク<br>軽自動車 | 軽自動車協会連合会 長崎事務所<br>☎095(838)3244 |
| 250ccを超えるバイク<br>普通自動車       | 九州運輸局 長崎支局<br>☎050(5540)2083     |